平成２１年（フ）第３３６８号
大阪府東大阪市足代新町22番17―1004号
債務者　タカラパックこと唐澤ゆりこと　金　鍾淳
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０９５号
大阪府豊能郡豊能町新光風台１丁目６番地の60
債務者　藤田真由美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３８号
大阪市城東区野江２丁目21番２号
債務者　金田三治こと　李　　慶壽
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３９号
大阪市城東区野江２丁目21番２号
債務者　金田明子こと　姜　　明子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４１号
大阪市中央区島之内１丁目15番18号　203号
債務者　玉田　正**邦**
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６８２号
大阪府池田市渋谷３丁目６番27―106号
債務者　那須みどり
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６９２号
大阪市大正区千島２丁目４番４―224号
債務者　木村　　泉
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０２５号
大阪府八尾市南木の本２丁目１番地の５
債務者　郡　　睦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７１号
大阪府東大阪市荒本２丁目７―40　レオパレスハーモニー106、住民票上の住所大阪府東大阪市横枕西４番４―602号　コンポーゼ東大阪602号
債務者　本田智恵美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７４号
大阪府茨木市丑寅２―16―９　総ハイツ201菅野一幸方、住民票上の住所大阪府吹田市中の島町４番50―303号
債務者　大野　吉弘
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５０号
大阪府寝屋川市石津元町14番27号
債務者　山口　正晴
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４７号
大阪府茨木市東奈良３丁目３番21―601号
債務者　浅野　清実
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９２号
大阪府高槻市登町43番12号
債務者　谷口　吉晴（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８２４号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目８番23号　昭和ハイツ201号
債務者　佐伯　寛児
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３３号
大阪市平野区喜連東３丁目５番８―101号
債務者　中村　典仁
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５４号
大阪市生野区巽東２丁目７番12号
債務者　井口　廣子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７６号
大阪府大東市諸福６丁目９番15号　新福美荘８号
債務者　宍戸　浩美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部